



令和7年11月20日

中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社 ジェイアール東日本企画
業者の住所：東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号
2. 指名停止措置期間：令和7年11月20日から令和8年8月19日まで（9ヵ月）
3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
4. 事 実 概 要：
（株）ジェイアール東日本企画は、国土交通本省及び観光庁が令和5年度に交付した国庫補助金2件において、補助金交付に必要な実績報告書に虚偽の記載をし、補助金を過大に請求していた。
5. 指名停止措置理由：
上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、9ヵ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

〇問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953-8138